

人事異動のお知らせ

関東運輸局山梨運輸支局

新・勤務地	氏名	旧・勤務地
自動車事故対策機構	鈴村 一雄	山梨運輸支局 運輸企画専門官（輸送監査）
山梨運輸支局 運輸企画専門官（輸送監査）	佐野 陽	関東運輸局 総務部総務課 広報係長

自動車検査独立行政法人 関東検査部山梨事務所

新・勤務地	氏名	旧・勤務地
国土交通省 自動車局 審査・リコール課 課長補佐	飯塚 純	検査法人関東検査部 山梨事務所長
検査法人関東検査部 山梨事務所長	森下 義幸	関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 専門官
東京運輸支局 運輸企画専門官（監査）	黒木 好文	検査法人関東検査部 山梨事務所 自動車検査官
検査法人関東検査部 山梨事務所 自動車検査官	渡邊 規一	神奈川運輸支局 陸運技術専門官（整備）

軽自動車検査協会 山梨事務所

新・勤務地	氏名	旧・勤務地
軽自動車検査協会 八王子支所 業務課長	小林 広昭	軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課長
練馬自動車検査登録事務所 陸運技術専門官	村松 泉	軽自動車検査協会 山梨事務所 課長代理
軽自動車検査協会 野田支所 業務課長	野村 秀則	軽自動車検査協会 山梨事務所 課長代理
軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課長	地野 起司	軽自動車検査協会 春日部支所 課長代理
軽自動車検査協会 山梨事務所 主任	輿石 直紀	軽自動車検査協会 滋賀事務所 主任
軽自動車検査協会 山梨事務所 係員	奈良 真司	軽自動車検査協会 群馬事務所 係員

屋外広告物について

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段としてとても役立ちますが、無秩序に氾濫すると街並みや自然の景観を阻害する原因になってしまいます。県では「山梨県屋外広告物条例」により、設置できる場所、大きさ、色等が定められており、設置には県の許可が必要となる場合があります。

1 屋外広告物の種類



2 屋外広告物のルール



※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいらないものがあります。(適用除外)

3 屋外広告物の基準(一部抜粋)



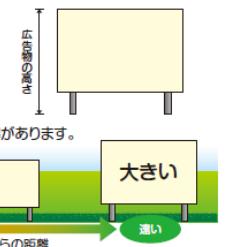
建築物を利用する広告物

- 建築物の外壁面積と広告物の表示面積に対する割合に基準があります。
- 禁止地域では表示できる合計面積が決まっています。
- 屋上広告物の高さに基準があります。
- 地域によっては表示が変化する広告物は設置できません。(LED広告等)。



建植広告物(野立看板)

- 高さに基準があります。
- ネオン管を使用することはできません。
- 表示できる面積は地域ごとに基準があります。
- 広告物どうしの間隔は地域ごとに基準があります。
- 地域によって道路からの距離と広告物の面積について基準があります。



道標・案内図

- 店舗、事務所、営業所等へ誘導する目的で設置されるものです。
- 道路際に設置することができます。
- 表示できる面積は2m²までです。(禁止地域内は1mまでです)。
- ネオン管や回転灯を使用することはできません。



注意! 上記以外の広告物についても種類ごとに基準が定められています。
記載内容の一部は平成24年10月1日改正条例施行後の内容を含みます。

事前相談や規制地域の区分及び基準の詳細等については、以下へお問い合わせ下さい。

□ 県の出先機関(対象となる市町村)

- 中北建設事務所(中央市・昭和町・韮崎市の区域内、以下同じ)
055-224-1677
- 峡東建設事務所(甲州市・山梨市・笛吹市)
0553-20-2717
- 峡南建設事務所(市川三郷町・富士川町・身延町・南部町)
055-240-4120
- 富士・東部建設事務所(富士吉田市・大月市・都留市・上野原市・西桂町・鳴沢村・山中湖村・丹波山村)
0554-22-7836

□ 次の地域の場合は各市町村へ

- 甲府市 055-237-5829
- 南アルプス市 055-282-6397
- 北杜市 0551-42-1361
- 甲斐市 055-278-1668
- 早川町 0556-45-2511
- 富士河口湖町 0555-72-1976
- 道志村 0554-52-2114
- 忍野村 0555-84-7781
- 小菅村 0428-87-0111

